

# 八百津町地域防災計画 資料集

令和4年1月改訂

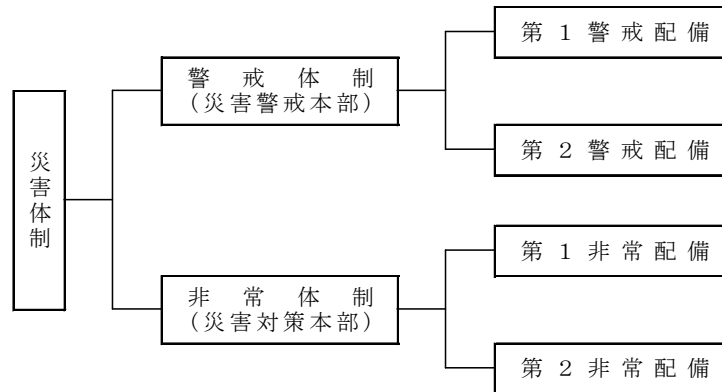
八百津町防災会議



# はじめに

1.	災害警戒本部・災害対策本部の本部長及び各級責任者の代行順位	1
2.	組織図	1
(1)	第1警戒配備	1
(2)	第2警戒配備	2
(3)	第1非常配備	3
(4)	第2非常配備	4
(5)	緊急初動体制	5
3.	災害警戒本部・災害対策本部の参集基準と配備人員	5
(1)	風水害	5
(2)	地震	6
(3)	丸山ダム洪水調節のための放流時の体制	6
(4)	原子力	7
(5)	突発事故等	7
4.	災害警戒本部・災害対策本部の事務分掌	9
5.	防災関係機関等の事務又は業務大綱	15
(1)	八百津町	15
(2)	消防機関	15
(3)	県	15
(4)	指定地方行政機関	16
(5)	自衛隊	17
(6)	指定公共機関	17
(7)	指定地方公共機関	18
(8)	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	18
(9)	地域住民の自主防災組織	19

1. 災害警戒本部・災害対策本部の本部長及び各級責任者の代行順位  
【災害対応組織概括】



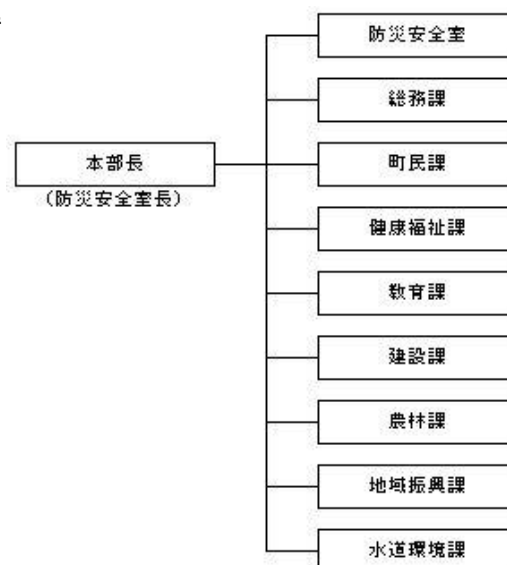
【災害活動体制】

本部区分	災害警戒本部		災害対策本部		代行順位
	第1警戒配備	第2警戒配備	第1非常配備	第2非常配備	
本部長	防災安全室長	町長	町長	町長	①副町長 ②教育長 ③総務課長 ④防災安全室長 以後、建制順
副本部長	—	副町長 教育長	副町長 教育長	副町長 教育長	※本部長の代行 順位を引き継ぐ
各部門長	—	課長	課長	課長	組織図による
各班長	—	—	係長	係長	
職員数	職員17名程度	職員30名程度 消防団長	職員80名程度 消防団員	全職員・全団員	

※ 交番長、可茂消防事務組合職員数は、考慮していない。

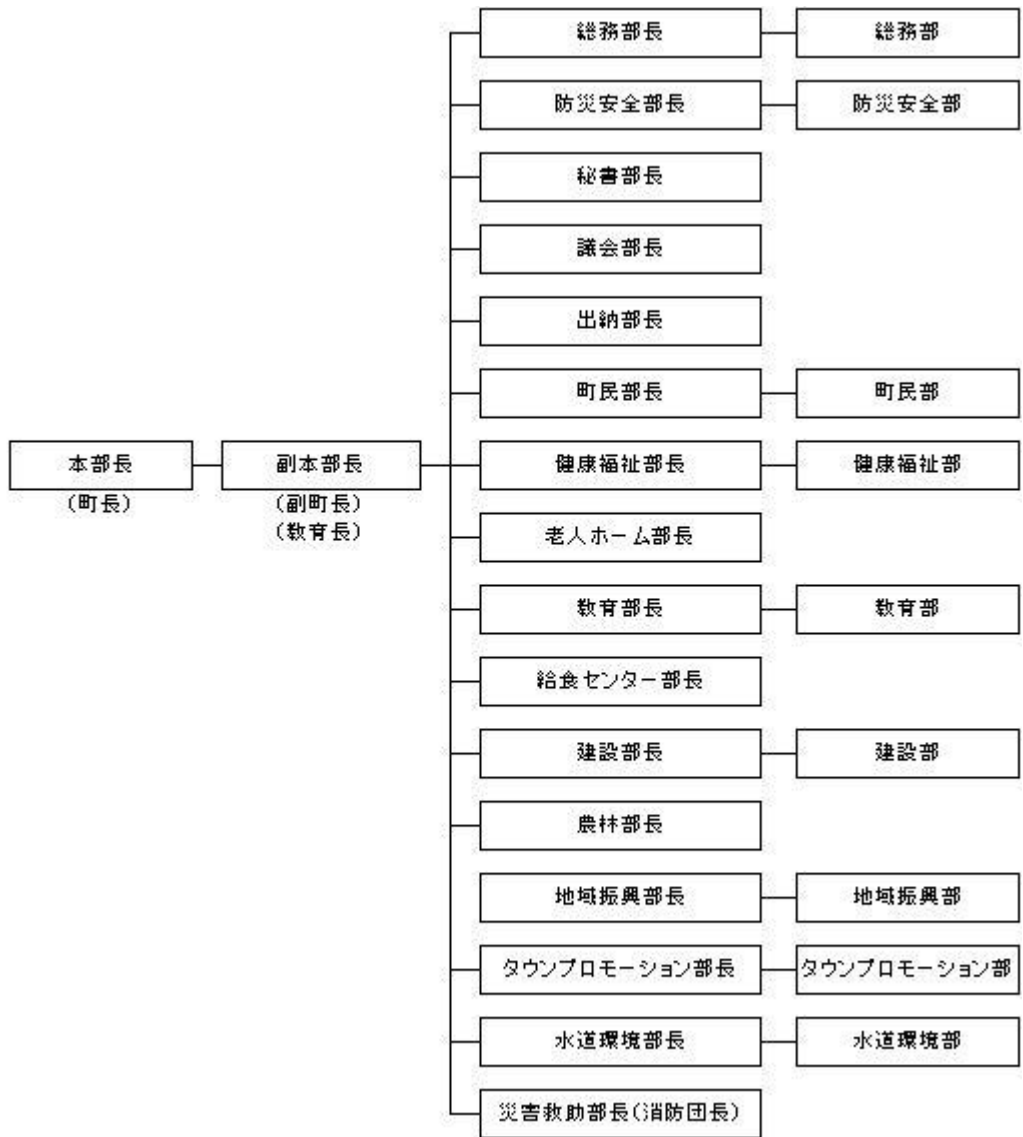
2. 組織図

(1) 第1警戒配備



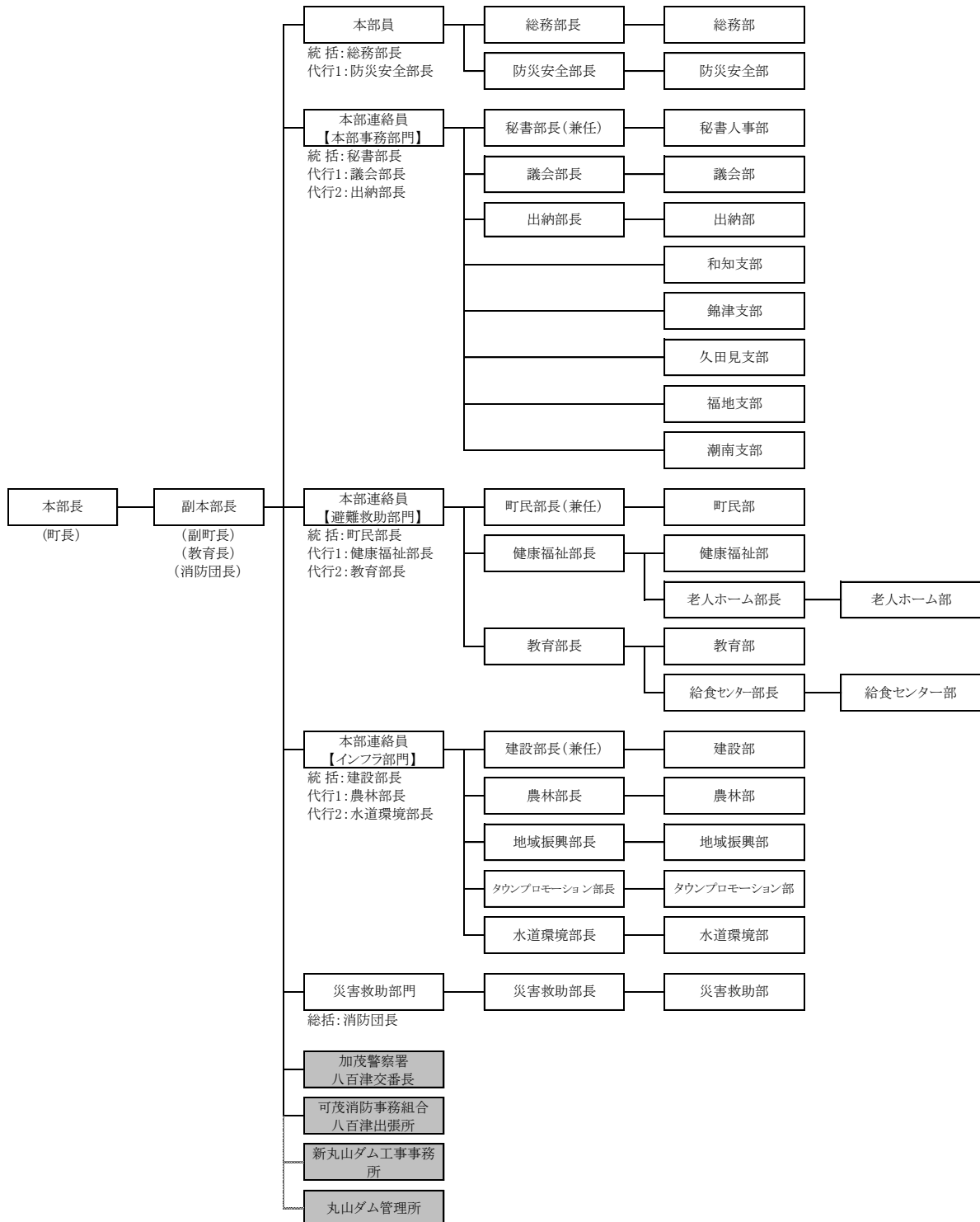
※ 各部の人員体制は、上表を標準とするが、必要に応じて各部で配備人員を増減できる。

(2) 第2警戒配備



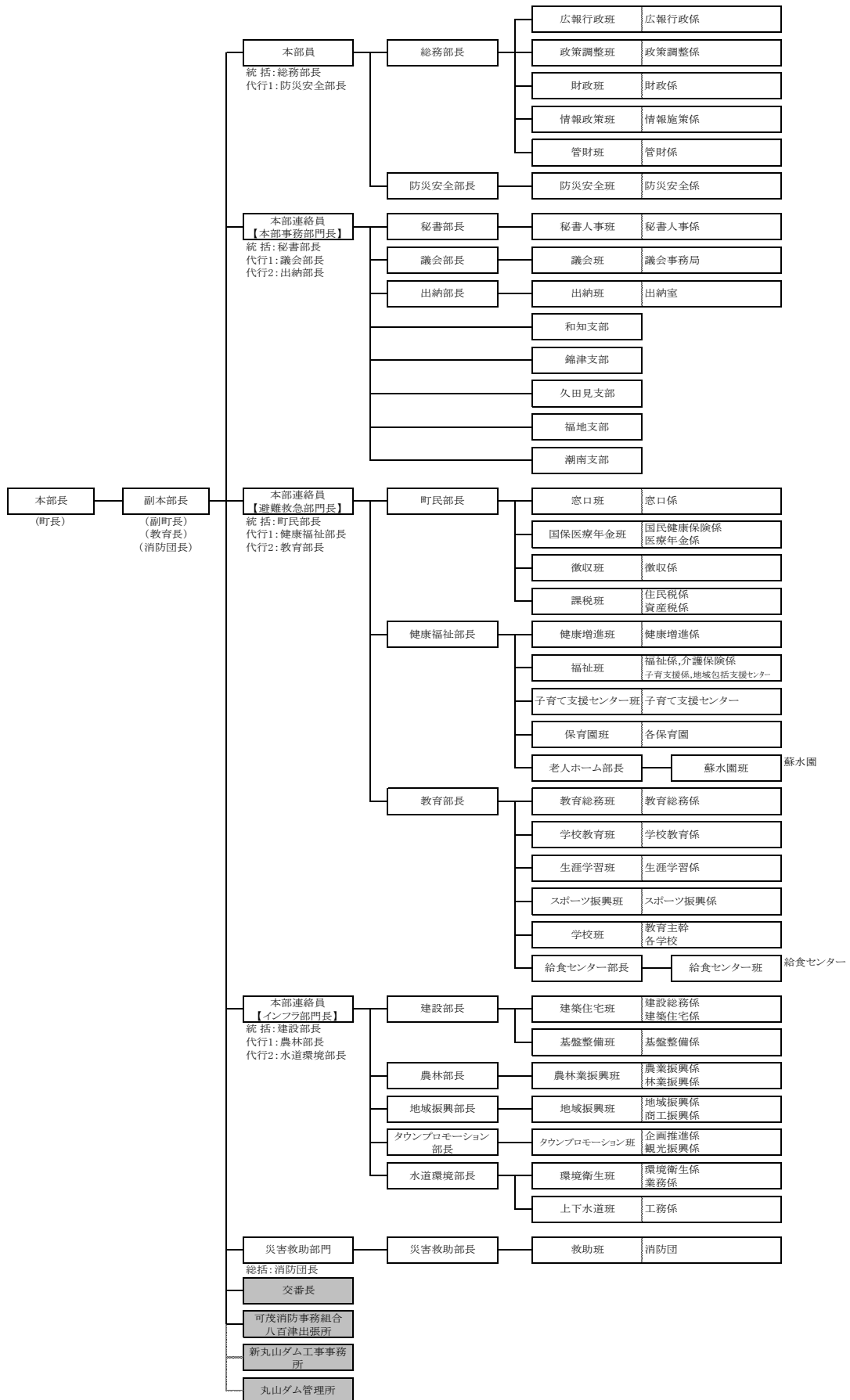
- ※ 各部の人員体制は、部長の判断で配備人員を増減できる
- ※ 人員数は、災害救助部を除く
- ※ 第2警戒配備においても、必要に応じて避難所を開設できる。

(3) 第1非常配備

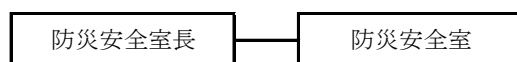


- ※ 本部員は、本部長、副本部長、総務部長、防災安全部長とする。
- ※ 本部連絡員は、部長（課長級）で構成し、給食センター部長、老人ホーム部長以外とする。
- ※ 課長補佐は、課内の統制を図り、本部連絡員と情報交換を図る。ただし、部長不在の場合は、必要に応じ本部連絡員として対処する。
- ※ 本部から要請があった場合は、本部支援にあたる。

(4) 第2非常配備



## (5) 緊急初動体制



※ 地震等の突発的災害時は、防災安全室は緊急初動体制を確保する。

## 3. 災害警戒本部・災害対策本部の参集基準と配備人員

## (1) 風水害

体制(※1)		参集基準	配備人員
災害警戒本部	第1警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報のいずれかが発表</li> <li>台風接近情報その他警戒体制をとるべき情報が発表時</li> <li>町長が被害発生の危険性を勘案し、必要と認めた時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災安全室＋各課2名</li> </ul>
	第2警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害危険度情報レベルが2の時</li> <li>氾濫警戒情報が発表された場合(木曾川・飯田川)</li> <li>洪水警報の危険度分布が【警戒】となった場合(木曾川・飯田川)</li> <li>町長が被害発生の危険性を勘案し、必要と認めた時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長＋副本部長＋第1警戒配備＋全課長</li> <li>消防団長</li> </ul>
災害対策本部	第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨・洪水・暴風警報が全て発表時</li> <li>局地的に被害が発生した時</li> <li>土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害危険度情報レベルが3の時</li> <li>氾濫危険情報が発表された場合(木曾川・飯田川)</li> <li>避難判断参考水位に到達した場合(到達するおそれのある場合)(木曾川・飯田川)</li> <li>洪水警報の危険度分布が【非常に危険】な状態(木曾川・飯田川)</li> <li>町長が必要と認めた時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2警戒配備＋係長以上＋各課増員＋地域支部</li> <li>消防団長＋消防団員</li> </ul>
	第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生し又は発生の危険性が切迫し、町内の広範囲にわたって大規模な被害が予想された時</li> <li>避難指示発令時</li> <li>町長が必要と認めた時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員・全消防団員</li> </ul>

※ 勤務時間外で第1警戒配備が発令された場合、第2警戒配備要員は連絡先を明らかにする

※ 勤務時間外で第1非常配備が発令された場合、職員は自主的に庁舎に参集する

※ 第1、2警戒配備、第1非常配備の配置人数は、部長の判断で配備人員を増減できる



(2) 地震

体制(※1)		参集基準	配備人員
災害警戒本部	第1警戒配備		
	第2警戒配備	・震度4	風水害時と同じ
災害対策本部	第1非常配備	・震度5弱	風水害時と同じ
	第2非常配備	・震度5強以上 ・局地的に被害が発生したとき	風水害時と同じ

(3) 丸山ダム洪水調節のための放流時の体制

体制(※1)		参集基準	配備人員
災害警戒本部	第1警戒配備	・丸山ダム放流量が3,000m <sup>3</sup> /sを観測された時	風水害時と同じ
	第2警戒配備		
災害対策本部	第1非常配備	・丸山ダム放流量の4,000m <sup>3</sup> /sを超え、さらに放流量の増加が見込まれる時 ・貯水位186.3mまで到達する予想され、丸山ダムにて異常洪水時防災操作が行われる見込みがあるとき	風水害時と同じ
	第2非常配備	・丸山ダム放流量が4,800m <sup>3</sup> /sを超えるとき、またはさらに放流量が増加する見込みがある時 ・流域雨量指数の予測値が洪水警戒基準を大きく超過する時 ・貯水位186.3mまで到達する予想され、丸山ダムにて異常洪水時防災操作が行われる見込みがあるとき ・町長が必要と認めた時	風水害時と同じ

※但し、状況に応じ本部長の判断で体制の移行をすることができることとする。

※大雨・洪水・暴風等の警報による第1警戒配備が発令されていない場合で、丸山ダム放流量が、3,000m<sup>3</sup>/sを観測された時は、直ちに第1警戒配備の体制をとるのではなく、その後の放流予測により、第1警戒配備の発令を行う。

第1警戒配備の発令の有無は、防災安全室よりスマートフォンのやおつーしん(Lifevision)アプリにより連絡を行う。(赤字部分：令和5年5月10日課長会確認事項)

## (4) 原子力

体制(※1)		参集基準	配備人員
災害警戒本部	第1警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で原災法第10条に該当しない事故が発生した場合</li> <li>・町長が必要と認めた時</li> </ul>	風水害時と同じ
	第2警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長が必要と認めた時</li> </ul>	風水害時と同じ
災害対策本部	第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で原災法第10条に該当する事故が発生した場合</li> <li>・町長が必要と認めた時</li> </ul>	風水害時と同じ
	第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で原災法第15条に該当する事故が発生した場合</li> <li>・県の一部が原災法第15条に規定される原子力緊急事態の応急対策実施区域となった時</li> <li>・町長が必要と認めた時</li> </ul>	風水害時と同じ

## (5) 突発事故等

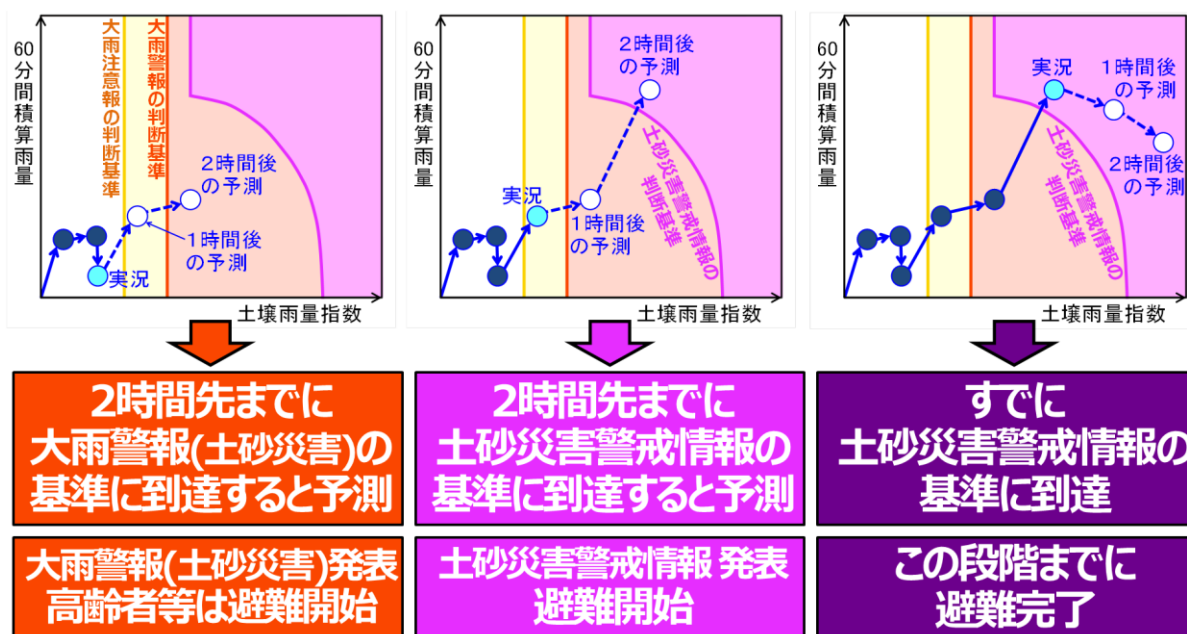
体制(※1)		参集基準	配備人員
災害警戒本部	第1警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長が必要と認めた時</li> </ul>	風水害時と同じ
	第2警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長が必要と認めた時</li> </ul>	風水害時と同じ
災害対策本部	第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長が必要と認めた時</li> </ul>	風水害時と同じ
	第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内で航空機事故、高速道路等多重事故、大規模建物火災、大規模林野火災、集団救急事案が発生した場合</li> </ul>	風水害時と同じ

※1：本部体制と配備体制については、町長が状況・被害確認して、必要に応じて弾力的な運用をすることができる。（例：災害対策本部 第1警戒配備）

※2：休日及び勤務時間外の突発事故等は、宿直から防災安全室長に連絡する。資料編S3-1-03-01参照

【参考】大雨警報（土砂災害）の危険度分布

色が持つ意味	住民等の行動の例※1	内閣府のガイドラインで発令の目安とされる避難情報	相当する警戒レベル※2
<b>極めて危険</b> すでに土砂災害警戒情報の基準に到達	過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する <b>極めて危険</b> な状況。命に危険が及ぶ土砂災害が <b>すでに発生</b> していてもおかしくない。 <b>この状況になる前に</b> 土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域の外の少しでも安全な場所への <b>避難を完了しておく必要がある</b> 。	<b>避難指示（緊急）</b>	<b>4相当</b>
<b>非常に危険</b> 2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない <b>非常に危険</b> な状況。 <b>速やかに</b> 土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域の外の少しでも安全な場所への <b>避難を開始する</b> 。	<b>避難勧告</b>	
<b>警戒（警報級）</b> 2時間先までに警戒基準に到達すると予想	<b>避難の準備が整い次第</b> 、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への <b>避難を開始</b> 。 <b>高齢者等は速やかに避難を開始する</b> 。	<b>避難準備・高齢者等避難開始</b>	<b>3相当</b>
<b>注意（注意報級）</b> 2時間先までに注意報基準に到達すると予想	ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。特に、危険度分布をこまめに確認する。	—	<b>2相当</b>
今後の情報等に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	—



出典：気象庁ホームページ

## 4. 災害警戒本部・災害対策本部の事務分掌

## 本部事務部門

即:即時に開始すべき最優先事務, 24:24時間以内に開始すべき最優先事務

## 【防災安全部】

72:72時間以内に開始すべき事務, 一:一週間以内に開始すべき事務, ※:状況に応じて開始すべき事務

班	担当別事務分掌
<b>【防災安全班】</b>  班長: 防災安全係長 防災安全係	[即] 災害関連情報の収集・整理・伝達
	[即] 本部長の命令、指示事項等の伝達
	[即] 災害警戒本部(第1警戒配備)の設置、職員の招集
	[即] 災害警戒本部(第2警戒配備)の設置、職員の招集
	[即] 防災無線の指揮・運用
	[即] インターネットでの情報収集体制の確保
	[即] 災害・防災状況の情報収集
	[即] 民間協力団体等への協力要請
	[即] 職員の動員・配置に関する調整
	[即] 有害物質取扱事業所等の被害状況の情報収集・整理
	[即] 有害物質の漏えい状況等の確認
	[即] 有害物質漏えい情報の周知の要請
	[即] 災害対策本部、現地对策本部の設置
	[即] 避難区域の設定、避難指示の発令、解除
	[24] 各部門・班の対策実施状況の把握、各部門・部門間の調整、明確でない分担任務事項の担当部門・班の決定
	[24] 部門長会議・本部員会議の開催、本部事務部門の運営
	[24] 避難区域の設定、避難勧告の発令、解除
	[24] 国・自衛隊・県への報告・要請
	[24] 隣接市町との相互協力・応援
	[24] 放射線物質・原子力災害等の情報収集
	[24] 放射線測定・対応
	[24] 放射性物質の除染支援
	[24] ヘリコプター派遣要請
	[24] 臨時ヘリポート開設の計画・調整
	[24] 活動拠点の配置決定
	[72] 自衛隊受入、必要物資調達
	[72] 自治体職員受入、宿泊施設運営
	[72] 災害応急対策全般の調整
	[72] 犯罪情報の収集・伝達、広報
	[一] 激甚災害指定の申請
	[※] 災害警戒本部・災害対策本部・現地对策本部の閉鎖要請
	[※] 自衛隊の撤収要請
	<b>【総務部】</b>
班	担当別事務分掌
<b>【広報行政班】</b>  班長: 広報行政係長 広報行政係	[即] 防災安全班のサポート
	[即] 職員の参集状況の把握
	[24] 支部運営に関する調整・支援のサポート
	[24] 災害関係文書・様式の印刷
	[24] ボランティア要請の確認
	[24] 社会福祉協議会、日赤との連絡調整
	[72] 職員用の食料等の確保
	[72] ボランティアの受付
	[一] 通常業務の再開状況の把握、再開計画
	[一] ボランティアの受入
	[一] ボランティアセンターの活動拠点、資材等の提供支援
	[※] 「広報やおつ」の発行
	<b>【財政班】</b>  班長: 財政係長 財政係
[24] 災害に関する経費精算文書の送付	
[24] 資機材・物資の調達に伴う品目・数量集計	
[72] 業者の在庫把握	
[72] 一括調達品目、燃料を調達(※資機材・物資の発注は各部で対応)	
[72] 補正予算の検討、スケジュールの報告	
[一] 災害救助法(支弁請求)関係	
[一] 補正予算のとりまとめ	
[一] 発注支援	

<b>【情報政策班】</b> 班長：情報政策係長 情報政策係	[即] 防災安全班のサポート
	[即] 情報通信手段の確保
	[即] 車両による広報活動(避難指示・避難勧告)
	[即] すぐメール、エリアメールの運用
	[即] システム障害発生状況の把握、復旧手配
	[24] 報道機関との連絡調整
	[24] 災害情報の発信及び災害記録
	[24] 町ホームページの管理・運営・情報発信
	[24] システム障害発生状況の把握、復旧手配
	[24] ブロードバンド施設の被害状況の確認、修繕手配
	[72] 被災者支援システムのデータ入力等のサポート
	[一] 電子計算機業務の総括管理・安定化
<b>【政策調整班】</b> 班長：政策調整係長 政策調整係	[即] 各地区の住民安否状況の確認・収集
	[即] 広報行政班のサポート
	[24] 支部運営に関する調整・支援
	[72] 災害時広報活動の計画、立案
[一] 被災者生活再建策作成	
<b>【管財班】</b> 班長：管財係長 管財係	[即] 防災安全班のサポート
	[24] 公用車の管理・燃料確保
	[24] 車両他輸送手段の確保・配車計画、緊急輸送の実施
	[24] 電力・電話・庁内システムの情報収集・応急復旧依頼
	[24] 電力・電話の復旧情報の広報
	[24] 庁舎の被害状況の把握、復旧対応
	[72] 公有財産・所轄施設の被害状況の把握
	[※] 仮設住宅用地の調整・確保

### 【秘書人事部】

班	担当別事務分掌
<b>【秘書人事班】</b> 班長：秘書人事係長 秘書人事係	[即] 防災安全班のサポート
	[即] 職員本人の安否確認
	[24] 緊急町長声明発表及び町長記者会見
	[24] 本部長・副本部長の秘書業務、安否確認、送迎
	[24] 職員の公務災害対応
	[72] 職員家族の安否確認、職員家屋の被害状況確認
	[72] 災害見舞者、災害視察者、その他関係者との連絡調整
	[一] 休養、給与、福利厚生業務の可否判断
	[一] 職員の活動ローテーション計画、配置調整
	[※] 災害対策の臨時雇用
	[※] 災害対策臨時雇用者の従事・命令発令

### 【議会部】

班	担当別事務分掌
<b>【議会班】</b> 班長：議会事務局長 議会事務局	[即] 防災安全班のサポート
	[24] 町議会との連絡・調整
	[一] 現地対策本部のサポート

### 【出納部】

班	担当別事務分掌
<b>【出納班】</b> 班長：出納係長 出納係	[即] 防災安全班のサポート
	[24] 現地対策本部サポート
	[72] 義援金の受付、領収書の発行
	[72] 義援金の保管、出納簿の作成
	[一] 災害関係費の収支関係書類審査、支払・決算処理

### 【支部】

班	担当別事務分掌
和知支部	[即] 被害・避難状況等の情報収集、本部への報告
錦津支部	[即] 担当地域の避難所の開設・運営のサポート(町民部)
久田見支部	[一] 地域支部における災害時総合相談窓口の開設・運営支援
福地支部	
潮南支部	

## 避難救急部門

即:即時に開始すべき最優先事務, 24:24時間以内に開始すべき最優先事務

## 【町民部】

72:72時間以内に開始すべき事務, 一:一週間以内に開始すべき事務, ※:状況に応じて開始すべき事務

班	事務分掌
<b>町民部 全班</b>	[即] 避難所の開設・収容
	[24] 各避難所での駐在・運営総括管理・資機材等の確保要請
	[24] 各避難所における各種記録の整備
	[24] 避難所における仮設トイレ・マンホール式トイレの手配
	[72] 各避難所におけるボランティアの活用
<b>【窓口班】</b> 班長: 窓口係長 窓口係	[24] 部内の連絡調整
	[72] 各種届出に関すること
<b>【国保医療年金班】</b> 班長: 国民健康保険係長 : 医療年金係長 国民健康保険係 医療年金係	[一] 被災者に対する各種保険給付金の早期支払
	[一] 被災者に対する国民健康保険税等の減免への対応
	[一] 国民健康保険国庫負担金の繰上交付に関すること
	[一] 被災者に対する拠出年金の保険料免除申請への対応
<b>【徴収班】</b> 班長: 徴収係長 徴収係	[即] 他班の応援
<b>【課税班】</b> 班長: 住民税係長 : 資産税係長 住民税係, 資産税係	[一] 一般住宅等被災物件の調査
	[一] 町税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置

## 【健康福祉部】

班	担当別事務分掌	
<b>健康福祉部 全班</b>	[即] 避難者のケア	
<b>【健康増進班】</b> 班長: 健康増進係長 健康増進係	[24] 「医療班(風水害)」の編成・派遣	
	[24] 救護所の設置、救護活動	
	[24] 「医療救護班(地震)」の編成・派遣	
	[24] 医薬品・血液・衛生材料等の調達確保	
	[24] 医療機関の被害状況の把握	
	[24] 広域医療ネットワークの確立、医師会等関係機関への応援要請	
	[72] 「防疫班」の編成・派遣	
	[72] 鼠族昆虫等(衛生害虫)の駆除	
	[72] 防疫用薬剤・資機材の調達・配布	
	[72] 避難所の防疫活動・指導	
	[一] 防疫に関する報告書類等の整備・保管	
	<b>【福祉班】</b> 班長: 福祉センター長 : 地域包括支援センター長 : 福祉係長 : 子育て支援係長 : 介護保険係長 福祉係 子育て支援係 介護保険係 地域包括支援センター	[即] 被災者の救出に関する関係機関との連絡調整
		[即] 要援護者の安否確認
[即] 要援護者の救援指示		
[24] 福祉施設等の被害状況の確認、応急対策		
[24] 要援護者の避難状況の把握		
[24] 相談窓口の設置、対応		
[24] 各学童保育の施設の被害状況の確認、応急対応		
[72] 遺体安置所の確保、安置用の棺の手配		
[72] 行旅死亡人の対応(業者に火葬場への搬送を依頼等)		
[72] 福祉施設の復旧見通しの把握		
[一] 災害救助法適用要請の窓口		
[一] 被災者台帳の作成、罹災証明書の交付		
[一] 被災者旅行証明書の作成・交付		
[一] 義援金品の募集・配分・管理		
[一] 災害援護資金等の貸付希望世帯の調査・とりまとめ		
[一] 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給		
[※] 仮設住宅への入居支援		
<b>【子育て支援センター班】</b> 班長: 子育て支援センター長 子育て支援センター	[即] 親子教室、八百津学童保育利用者の安全確保、避難誘導	
	[即] 避難所・福祉避難所の開設・収容	
	[24] 子どもの心のケア	

<b>【保育園班】</b> 班長：各保育園長 各保育園	[即] 園児の安全確保、避難誘導 [即] 休園措置及び保護者等への連絡・引き渡し [即] 避難所・福祉避難所の開設・収容 [24] 園児の安否情報の収集、リスト作成 [24] 保育園の被害状況の確認、応急対策 [24] 保育園児の心のケア
<b>【老人ホーム部】</b>	
班	担当別事務分掌
<b>【蘇水園班】</b> 班長：蘇水園係長	[即] 入所者の避難対策の実施 [即] 福祉避難所開設・収容 [24] 蘇水園の被災状況の確認、応急対策
<b>【教育部】</b>	
班	担当別事務分掌
<b>教育部 全班</b>	[即] 避難所の開設・収容のサポート(町民部、支部) [即] 避難所の運営サポート(町民部、支部)
<b>【教育総務班】</b> 班長：教育総務係長 教育総務係	[24] 所管施設及び教育財産の被災状況の確認、応急対策 [72] 授業再開のための学校施設の応急復旧 [72] 教職員の県への派遣要請 [一] 教育関係義援金品の募集・配分 [一] 諸物資器具の調達、配分 [※] 被災児童生徒の育英及び奨学に関すること
<b>【学校教育班】</b> 班長：学校教育係長 学校教育係	[24] 給食に関する被害状況の調査・報告 [24] 被災児童生徒及び教科書等の被災状況の調査・報告 [24] 被災児童生徒名簿等の諸記録の作成・整備保管 [一] 教科書及び文房具等の学用品の調達 [一] 被災児童生徒に対する教科書及び文房具等の学用品の割当・配分
<b>【生涯学習班】</b> 班長：生涯学習係長 生涯学習係	[即] 文化財・公民館その他社会教育施設の利用者の安否情報の収集 [24] 文化財・公民館その他社会教育施設の被害状況把握、応急対策 [24] 被災教職員の調査、県への報告 [24] 公民館等に避難所を開設するための協力 [72] 被災文化財の対策に関する指示・指導
<b>【スポーツ振興班】</b> 班長：スポーツ振興係長 スポーツ振興係	[即] 社会教育施設の利用者の安否情報の収集 [24] 社会教育施設の被害状況把握、応急対策 [24] 社会教育施設に避難所を開設するための協力
<b>【学校班】</b> 班長：各学校長 各学校	[即] 児童生徒の安全確保、避難誘導 [即] 休校措置及び保護者等への連絡・引き渡し [24] 児童・生徒の安否情報の収集、リスト作成 [24] 学校施設・設備の被害状況把握 [72] 被災児童生徒名簿等の諸記録の作成・整備保管 [72] 教職員の欠損への対応・派遣要請 [一] 被災児童生徒に対する教科書及び文房具等の学用品の割当・配分
<b>【給食センター部】</b>	
班	担当別事務分掌
<b>【給食センター班】</b> 班長：場長 給食センター	[24] 炊き出しその他食品給与のための原材料等の調達確保 [24] 炊き出し施設・設備等の点検・確認 [24] 炊き出し用器材・熱源・人員の確保 [72] 食品の衛生管理 [※] 学校給食用食材の確保(学校再開時)



## インフラ対策部門

即:即時に開始すべき最優先事務, 24:24時間以内に開始すべき最優先事務

72:72時間以内に開始すべき事務, 一:一週間以内に開始すべき事務, ※:状況に応じて開始すべき事務

【建設部】		
班	担当別事務分掌	
<b>【建築住宅班】</b> 班長: 建築住宅係長 : 建設総務係長 建築住宅係 建設総務係	[24] 町営住宅・町有住宅の被害状況の確認、入居者の安否確認	
	[24] 危険建物・区域等の立ち入り禁止措置	
	[24] 被災住宅に流入した土砂、立木等の除去の要請	
	[72] 宅地造成等開発行為箇所、被害宅地、危険宅地等の被害状況の確認	
	[72] 建築物・宅地の応急危険判定を実施	
	[72] 街路灯・防犯灯の被害状況の調査、復旧	
	[一] 被災者向け住宅供給計画の立案、調整	
	[※] 一般個人住宅の建設・補修の支援	
	[※] 仮設住宅の建設・供給・入居手続き	
	[※] 町営住宅・町有住宅の復旧・復興計画の作成	
	[※] 災害復興に係る都市計画	
	<b>【基盤整備班】</b> 班長: 基盤整備係長 基盤整備係	[即] 国道・県道・町道の交通支障情報等の確認、ルート確保、通行止め措置
		[即] 道路・河川等土木関係施設の被害状況の確認、応急復旧対策
[即] 国土交通省、県との連絡調整		
[即] ため池等所管施設の被害状況の確認、安全確保		
[即] 治山、林業施設の被害状況の確認		
[即] 山崩れ等の情報収集、応急措置、林道通行止め措置		
[24] 土砂災害の状況の調査、安全対策の実施		
[24] 地すべり、山崩れ等の土砂災害の応急復旧		
[24] 緊急活動用道路上の堆積物の収集・搬出		
[24] 孤立地区の解消に向けた仮設道路の検討、工事		
[72] 被災・被害発生現場の調査		
[72] 二次災害箇所の点検、確認		
[72] 道路の通行止め等の解除、災害復旧対策の検討		
[72] 林道の通行止め等の解除、災害復旧対策の検討		
[一] 広域応援受入の搬入・搬出ルートの選定		
[一] 所管施設の災害復旧		
[一] 農業用水の通水確保		
<b>【農林部】</b>		
班	担当別事務分掌	
<b>【農林業振興班】</b> 班長: 農業振興係長 : 林業振興係長 農業振興係 林業振興係	農業担当	
	[即] ため池等所管施設の被害状況の確認のサポート(基盤整備班)	
	[24] 農畜産物の除毒・防除対策の実施要請	
	[24] 農産物・畜産物の被害状況に関する情報収集・整理	
	[72] 逃げた家畜の確保、へい死の処理	
	[一] 家畜飼料・飲料水の確保、家畜の診療、畜舎の消毒、緊急予防注射	
	[※] 農作物の病害虫対策	
	林業振興担当	
	[即] 治山、林業施設の被害状況の確認のサポート(基盤整備班)	
	[24] 林産物の除毒・防除対策の実施を要請	
	[72] 建築資材等その他災害復旧用資材の確保・調達に関する協力	
	[※] 林産物の風倒木処理指導、病害虫の防除・防毒の技術指導	
	[※] 林業の災害応急・復興支援	
	<b>【地域振興部】</b>	
班	担当別事務分掌	
<b>【地域振興班】</b> 班長: 地域振興係長 : 商工振興係長 : 杉原千畝記念館長 地域振興係 商工振興係 杉原千畝記念館	[即] 車両による広報活動(避難指示・避難勧告)のサポート(情報政策班)	
	[即] 公共交通路線の安全確認	
	[24] 所管施設の被害状況の確認、安全確保、応急措置の手配	
	[24] 生活必需品等の確保・配分・給与	
	[一] 商業施設・工業施設の被害状況の確認、安全確保の手配	
	[一] 商業施設・工業施設の被害状況のとりまとめ	
	[一] 商業・工業団体からの支援物資供給体制の構築	
	[一] 商工業関係者に、公的金融制度・特別措置を周知	
	[一] 離職者状況の収集・報告	
	[一] 観光団体との連絡調整のサポート(企画推進班)	
	[一] 観光施設の被害状況のとりまとめ	



**【タウンプロモーション部】**

班	担当別事務分掌
<b>【企画推進班】</b>	[即] 車両による広報活動(避難指示・避難勧告)のサポート(情報政策班)
班長：企画推進係長	[24] 所管施設の被害状況の確認、安全確保、応急措置の手配サポート(商工観光班)
観光振興係	[一] 観光団体との連絡調整
企画振興係	

**【水道環境部】**

班	担当別事務分掌
<b>【環境衛生班】</b>	環境衛生担当
班長：環境衛生係長 ：業務係長 環境衛生係 業務係	[24] し尿処理計画の作成
	[24] バキュームカーの確保、し尿の収集・処理の依頼
	[72] し尿処理方法等の広報の実施
	廃棄物担当
	[24] 有害ごみ発生箇所の情報収集
	[24] ごみ・がれきに関する情報収集
	[72] ごみ排出方法等の広報の実施
	[72] ごみ・がれき等の収集・搬送の依頼
	[72] 逃げた愛玩動物等の保護、へい死の処理
	[72] 災害ごみ処理等環境・衛生対策に関する相談
[一] 倒壊家屋等のがれき等の収集・運搬体制の確立	
[※] 愛玩動物等の対応	
<b>【上下水道班】</b>	上水道施設担当
班長：工務係長 工務係	[即] 上水道施設の点検、被害・断水状況の確認
	[即] 上水道施設の応急復旧の実施
	[24] 上水道施設の応急復旧、広報
	[24] 飲料水の消毒
	[24] 管工事協同組合等関係機関への協力要請
	[24] 水道協会への応援要請検討
	[24] 業者への対策指示
	[72] 復旧計画の立案
	応急給水担当
	[即] 断水地域情報の収集・整理
	[24] 応急給水計画作成、応急給水等の広報
	[72] 病院等防災拠点施設・町民への応急給水
	下水道施設担当
	[即] 下水道施設等の被害状況の確認
	[即] 管路・マンホールの被害状況の確認
	[24] 業者への対策指示
	[72] 復旧計画の立案

## 5. 防災関係機関等の事務又は業務大綱

## (1) 八百津町

機関名称	事務又は業務の大綱
八百津町	1 八百津町防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 災害による被害の調査報告と情報の収集等 4 災害の防除と拡大防止 5 救助・防疫等災者の保護 6 災害復旧資材の確保と物価の安定 7 被災産業に対する融資等の対策 8 被災町営施設の応急対策 9 災害時における文教対策 10 災害対策要員の動員、雇上 11 災害時における交通及び輸送の確保 12 被災施設の復旧対策 13 関係団体が実施する災害応急対策等の調整 14 防災活動推進のための公共用地の有効利用

## (2) 消防機関

機関名称	事務又は業務の大綱
可茂消防事務組合 八百津町消防団	1 災害の警戒、防御、救助 2 災害に関する広報 3 災害時における避難誘導 4 傷病者の救護、搬送 5 火災原因調査 6 防火査察 7 消防通信、消防水利の点検 8 気象情報の収集

## (3) 県

機関名称	事務又は業務の大綱
岐阜県	1 岐阜県防災会議に関する業務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 災害による被害の調査報告と情報の収集等 4 災害の防除と拡大の防止 5 救助、防疫等被災者の救助保護 6 災害復旧資材の確保と物価の安定 7 被災産業に対する融資等の対策 8 災害時における文教対策 9 被災県営施設の応急対策 10 災害時における公安の維持 11 災害対策要員の動員、雇上 12 災害時における交通、輸送の確保 13 災害時における防災行政無線通信の防護と統制 14 被災施設の復旧 15 市町村が処置する事務、事業の指導、指示、あっせん等 16 防災活動推進のための公共用地の有効利用
加茂警察署	1 住民の安全確保と避難の指示及び誘導 2 交通安全対策及び犯罪の予防 3 災者の救出・救護
中濃保健所	1 災害時における医療、助産に関すること 2 災害時における飲料水に関すること 3 災害時における防疫に関すること 4 災害時における広域火葬計画に関すること 5 その他の保健衛生関係の災害対策に関すること

(4) 指定地方行政機関

機関名称	事務又は業務の大綱
新丸山ダム工事事務所 丸山ダム管理所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理施設等の管理</li> <li>2 防のための警報発表、伝達</li> <li>3 管理施設等の応急復旧</li> <li>4 災害復旧工事の施工</li> </ol>
岐阜地方気象台	<p>[一般対策]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表</li> <li>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</li> <li>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</li> <li>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</li> </ol> <p>[地震対策]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震情報の伝達</li> <li>2 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達</li> <li>3 二次災害防止のための地震活動に関する情報、気象警報・注意報等、気象等に関する情報の適時・適切な提供</li> <li>4 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報</li> <li>5 防災訓練の実施及び関係機関との協力</li> </ol>
中部地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 有害物質等の発生による汚染状況の情報収集及び提供</li> <li>2 災害時における廃棄物に関すること</li> </ol>
岐阜森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国土保全事業の推進             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 治山事業の充実</li> <li>(2) 保安林の整備及びその適正な管理</li> </ol> </li> <li>2 災害予防対策             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 森林施設の防災措置</li> <li>(2) 山腹崩壊、土砂流出等災害発生危険箇所の点検及び予防対策</li> <li>(3) 国有林野等からの林産物等の流出防止とその対策</li> <li>(4) 国有林野の火災防止対策</li> </ol> </li> <li>3 災害応急対策             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害応急対策又は災害復旧対策に必要な技術職員等の派遣</li> <li>(2) 災害応急対策又は災害復旧用資機材の貸付</li> <li>(3) 災害復旧用材(木材)の備蓄及び供給</li> </ol> </li> <li>4 災害復旧対策             <p>国有林野事業施設及び民有林直轄治山施設等に係る災害復旧</p> </li> </ol>
東海農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進</li> <li>2 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集</li> <li>3 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導</li> <li>4 被災地における農産物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導</li> <li>5 農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導並びにこれらの災害復旧事業の実施及び指導</li> <li>6 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置</li> <li>7 農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等</li> <li>8 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に関する指導</li> <li>9 被害を受けた関係業者・団体の被災状況の把握</li> <li>10 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置</li> </ol>

機関名称	事務又は業務の大綱
東海総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理</li> <li>2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</li> <li>3 被災地区における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査</li> <li>4 各種非常通信訓練の計画及びその実施についての指導</li> <li>5 非常通信協議会の運営</li> <li>6 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</li> </ol>

## (5) 自衛隊

機関名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第10師団第35普通科連隊(守山) 航空自衛隊岐阜基地	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災関係資料の調査推進</li> <li>2 関連機関との連絡調整</li> <li>3 災害派遣計画の作成</li> <li>4 防災に関する訓練の実施</li> <li>5 災害情報の収集</li> <li>6 災害派遣と応急対策の実施</li> </ol>

## (6) 指定公共機関

機関名称	事務又は業務の大綱
西日本電信電話(株)岐阜支店 NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ東海 KDDI(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信施設の耐震化等整備と防災管理</li> <li>2 災害時における緊急通話の取扱い</li> <li>3 被災施設の調査と復旧</li> </ol>
日本赤十字社 岐阜県支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療、助産、保護の実施</li> <li>2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整</li> <li>3 義援金の募集及び配分</li> </ol>
中部電力パワーグリッド(株)加茂営業所 関西電力(株) 新丸山発電所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ダム施設との整備と防災管理</li> <li>2 災害時の電力供給</li> <li>3 被災施設の調査と災害復旧</li> </ol>
日本放送協会岐阜放送局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底</li> <li>2 町民に対する災害応急対策等の周知徹底</li> <li>3 放送施設の保守</li> </ol>
中日本高速道路(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 中日本高速道路株式会社施設の整備と防災管理</li> <li>2 被災施設の調査と復旧</li> </ol>
日本郵便株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における郵便の運送、集配の確保</li> <li>2 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策の実施 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</li> <li>(2) 被災者救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分</li> <li>(3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等にあてた救助用の現金書留郵便等の料金免除</li> </ol> </li> </ol>

機関名称	事務又は業務の大綱
日本銀行	災害発生時には、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。 1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 (1) 通貨の円滑な供給の確保 (2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保 (3) 通貨および金融の調節 2 資金決済システムの安定的な運行に係る措置 (1) 決済システムの安定的な運行に係る措置 (2) 資金の貸付け 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報 6 海外中央銀行等との連絡・調整

## (7) 指定地方公共機関

機関名称	事務又は業務の大綱
加茂医師会 加茂歯科医師会 岐阜県薬剤師会加茂支部	1 医療及び助産活動 2 防疫及び遺体の検案の協力 3 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理
八百津町社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 2 ボランティア活動の推進 3 義援金品の配分
(社)岐阜県LPGガス協会 及び一般ガス導管事業者 (県内事業者)	1 ガス施設等の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災施設調査と災害復旧
東濃鉄道㈱	1 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策 3 被災施設の調査及び復旧

## (8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名称	事務又は業務の大綱
金融機関	1 被災業者等に対する資金の融資その他緊急措置
めぐみの農業協同組合 森林組合等	1 町本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力 2 農作物、林産物の災害応急対策についての指導 3 被災農林家に対する融資または斡旋 4 農林業共同利用施設の災害応急対策及び復旧 5 飼料・肥料等の確保と斡旋
社会福祉施設管理者	1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 被災時の入所者及び要介護者等の入所保護
可茂建設業協会 岐阜県建築工業会	1 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力 2 倒壊住宅等の撤去の協力 3 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力 4 その他災害時における復旧活動の協力 5 加盟各事業者との連絡調整
商工会、商工会議所	1 市本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
ガソリン等危険物 取扱い機関	1 ガソリン等危険物の防災管理 2 災害時におけるガソリン等の供給
ゴルフ場経営者	1 災害時における防災情報通信機能の確保 2 災害時における臨時ヘリポートの設置及び被災者の救援活動

## (9) 地域住民の自主防災組織

機関名称	事務又は業務の大綱
自主防災組織	<ol style="list-style-type: none"><li>1 自主防災組織の整備</li><li>2 防災資機材の整備</li><li>3 防災思想、防災知識の普及</li><li>4 各種防災訓練への参加</li><li>5 避難情報、災害情報等の伝達</li><li>6 組織的初期消火</li><li>7 負傷者等の救出救護</li><li>8 組織的避難</li><li>9 給食給水活動</li><li>10 要配慮者の支援及びその他の相互扶助</li></ol>